

大口町告示第9号

大口町内企業債投資促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月31日

大口町長 鈴木雅博

大口町内企業再投資促進補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大口町内企業再投資促進補助金交付要綱（平成24年大口町告示第102号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を次のように改める。

- 3 この要綱の規定は、平成30年3月31日までに認定申請を行ったのち、平成32年3月31日までに操業を開始し、補助金の決定を受けた者について、適用するものとする。

様式第7中「要綱第11条第1項の規定により変更等の規定により変更の承認を受けたいので」を「要綱第11条第1項の規定により変更の承認を受けたいので」に改める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。